

県立学校長 様

副 教 育 長

教職員の新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

県内の新型コロナウイルスの感染状況は急激に拡大しており、特に 8 月の 3 連休が明けた 8 月 10 日以降、過去最多を更新する陽性者が確認されているほか、既に松山市は市中感染のまん延状態にあるなど、本県は、第 4 波を上回るかつてない危機に直面しています。

こうした状況を踏まえ、8 月 11 日から、警戒レベルを最大の「感染対策期」に引き上げ、県民に対し、最大級の警戒と今まで以上に徹底した感染回避行動を要請しています。

ついては、教職員一人ひとりが、警戒を怠ることなく、公私を問わず、県民の模範として適切な行動を取るよう、所属教職員へ確実に周知するとともに、職場における感染防止対策についても細心の注意を払うよう努めてください。

なお、知事記者会見等の内容を日々確認し、感染状況や注意事項等に応じて的確に判断し対応するよう、改めて周知してください。

1 感染拡大を防ぐための行動自粛

○県外との不要不急の往来自粛【変更】

- ・緊急事態宣言地域・感染拡大地域等とはもとより、県外出張については、原則、取り止める
- ・県外との不要不急の往来（帰省・旅行など）自粛
- ・医療や冠婚葬祭等で、やむを得ず往来する場合は、訪問先自治体の感染状況を確認し、現地の注意事項に従うなど感染回避行動を徹底のうえ、帰県後 2 週間は体調管理に十分留意
- ・県外からの帰省は、延期・中止

○松山市との不要不急の往来自粛【変更】

- ・松山市をまたぐ不要不急の往来自粛（通勤等は除く）。松山市をまたぐ帰省は見送り
- ・松山市内の帰省でも、普段から顔を合わせていない人との会食は控える（会話する際もマスクを正しく着用）
- ・やむを得ず、松山市から県内のほかの地域へ帰省する場合は、久しぶりの親族で集まる場（特に会食）は見送る

＊県内の地方局等に勤務する単身赴任者や新規採用教職員等が家族等の住む自宅（県内）に帰ることについては、「帰省」には該当しないが、「不特定多数が密集する場には出入りしない」、「友人や親せき等との会食は控える」など、特に注意して行動する

こと。

○松山市内の不要不急の外出自粛【変更】

- ・感染が集中する松山市は、少なくとも5割削減を目標に不要不急の外出は自粛
- ・新居浜市及び西条市など地域での感染が拡大傾向にある市町についても、松山市に準じて自粛

＊県内での会議開催や出張についても、可能な限り延期・中止又はWeb等を使用したものへ変更すること。

○会食の注意【変更】

①普段顔を合わせ、感染リスクの高い行動のない人と（参加者の2週間以内の行動歴を確認）

②4人以下で、概ね2時間以内

③少しでも体調に異常があれば出席しない、させない

④感染防止対策が徹底されている店を利用

〔＊飲食店を選ぶ際のポイント
座席の間隔の確保、従業員のマスクの着用、消毒液の設置、換気の徹底〕

⑤席の間隔を十分空けて

⑥大声を出さない。羽目を外さない

- ・夏休み・お盆休み中、久しぶりに会う親戚や友人との会食は控える
- ・自宅等飲食店以外での会食も同様に注意

＊行動歴等の確認をした上で職場での会食を行う場合、業務継続の観点から、管理職全員が同時に出席することは避けること。

＊特に、県職員の会食に関しては、県民から厳しい目が向けられており、上記ルールを逸脱した会食を行った者については、態様に応じて厳正に対処するので、十分留意すること。

○感染回避行動の徹底【継続】

- ・体調に異変を感じた場合、外出や人との接触を避け、医療機関に事前に相談の上、受診
- ・家庭内に症状のある人が複数いる場合は、必ず早期の受診を促す。
- ・基本的な感染対策の徹底（マスクは適切に着用（鼻出しマスクなど不完全な着用は効果なし）、手指消毒は極めて有効）

○感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意【継続】

- ① 飲食を伴う懇親会等
- ② 大人数や長時間に及ぶ飲食
- ③ マスクなしでの会話
- ④ 狭い空間での共同生活
- ⑤ 居場所の切り替わり

2 職場における感染防止対策

「新型コロナウイルスの職場内における感染防止対策の徹底について」（令和3年4月9日付け3教総（厚）第30号副教育長通知）及び「新型コロナウイルスの職場内における感染防止対策（夏季）の徹底について」（令和3年7月30日付け3教総（厚）第189号副教育長通知）により通知した感染防止対策を徹底すること。

特に、各所属においては、時差出勤制度やテレワークによる在宅勤務などを積極的に活用し、通常の勤務時間に出勤する教職員数を削減するほか、県内での会議等についてもWeb会議等を積極的に活用するなど、接触機会の低減を図ること。

また、各所属においては、所属教職員が濃厚接触者に該当した場合に備え、次のとおり対応すること。

- 体調不良を感じた場合は、所属に報告のうえ、速やかにかかりつけ医に相談する。
- 濃厚接触者に該当した場合は、必ず申し出る。
- 連絡方法（誰に連絡するのか）を確認しておく。
- 自宅待機中に、業務に支障が生じないよう、業務執行体制を構築しておく（テレワークによる在宅勤務など）。

*職場での感染の広がりを防ぐというリスクマネジメントの観点から、管理職は、所属教職員の日々の健康状態を把握し、発熱だけではなく、咳、喉の痛み、倦怠感などの症状（一時的な症状を含む。）のある教職員が職場内に複数いる場合は、必ず早期の受診を促すこと。その際、必ずしも同一の症状であるとは限らないことに注意すること。

*飲食店やスポーツジムなど、利用した店舗から、保健所への相談の呼び掛け（ホームページへの掲載や個別連絡等）があった場合は、必ず保健所へ連絡するとともに、所属に報告すること。（各所属においては、情報管理に十分留意）